**提出した主張書面又は資料の取扱いについて**

　　年　　月　　日

秋田県行政不服審査会　会長

氏　名

○　　年　月　日に貴審査会に提出した○○［具体的主張書面等の名称を記載］について、行政不服審査法第８１条第３項において準用する同法第７８条の規定に基づき、審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

□　差支えがない。

□　適当ではない。

　（適当ではない理由）